議案第６３号

京田辺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正をする条例の一部改正について

京田辺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和８年１１月２７日　提出

京田辺市長　　上　村　　崇

（提案理由）

本件は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、当該基準を踏まえて定める本条例について、所要の改正を行うため、提案するものである。

京田辺市条例第　　号

京田辺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和６年京田辺市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「当分」を「令和１０年３月３１日まで」に改め、「第４７条第２項の規定」の次に「（満３歳以上満４歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加え、「、新条例第２９条第２項第４号、第３１条第２項第４号、第４４条第２項第４号及び第４７条第２項第４号中「２５人」とあるのは「３０人」と」を削る。

附則第３項中「前項」を「前２項」に、「同項」を「これらの項」に改め、同項を附則第４項とし、附則第２項の次に次の１項を加える。

３　当分の間、新条例第２９条第２項、第３１条第２項、第４４条第２項及び第４７条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）の適用については、新条例第２９条第２項第４号、第３１条第２項第４号、第４４条第２項第４号及び第４７条第２項第４号中「２５人」とあるのは「３０人」とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

京田辺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現　行	改正理由
附　則 １　（略） （経過措置） ２　令和１０年３月３１日までの間、この条例による改正後の京田辺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第２９条第２項、第３１条第２項、第４４条第２項及び第４７条第２項の規定（満３歳以上満４歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）の適用については、新条例第２９条第２項第３号、第３１条第２項第３号、第４４条第２項第３号及び第４７条第２項第３号中「１５人」とあるのは「２０人」とする。 ３　当分の間、新条例第２９条第２項、第３１条第２項、第４４条第２項及び第４７条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）の適用については、新条例第２９条第２項第４号、第３１条第２項第４号、第４４条第２項第４号及び第４７条第２項第４号中「２５人」とあるのは「３０人」とする。 ４　前２項に規定する期間内においても、小規模保育事業者（A型）、小規模保育事業者（B型）、保育所型事業所内保育事業者及び小規模型事業所内保育事業者は、これらの項の規定による読替え前の新条例第２９条第２項、第３１条第２項、第４４条第２項及び第４７条第２項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くよう努めなければならない。	附　則 １　（略） （経過措置） ２　当分の間、この条例による改正後の京田辺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第２９条第２項、第３１条第２項、第４４条第２項及び第４７条第２項の規定の適用については、新条例第２９条第２項第３号、第３１条第２項第３号、第４４条第２項第３号及び第４７条第２項第３号中「１５人」とあるのは「２０人」と、新条例第２９条第２項第４号、第３１条第２項第４号、第４４条第２項第４号及び第４７条第２項第４号中「２５人」とあるのは「３０人」とする。 ３　前項に規定する期間内においても、小規模保育事業者（A型）、小規模保育事業者（B型）、保育所型事業所内保育事業者及び小規模型事業所内保育事業者は、同項の規定による読替え前の新条例第２９条第２項、第３１条第２項、第４４条第２項及び第４７条第２項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くよう努めなければならない。	国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴う改正 項の繰下げ及び字句の整理